

[事案 29-195] 特約更新請求

・平成 30 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

担当者の誤説明を理由に、定期保険特約が付加されていた更新前の契約内容と同一内容での更新を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 9 月に契約し、平成 26 年 9 月に特約を更新した終身保険について、更新時に担当者から電話で、更新前と全くの同一内容で更新できるとの説明を受けたが、定期保険特約が更新されていなかったため、更新時に遡及して、同特約を付加してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 特約の更新については、書面により案内をしているのみであり、更新に関し、担当者が電話で案内を行ったことはない。
- (2) 当社は、書面にて、定期保険特約が更新対象ではないことを明確に通知している。
- (3) 本特約には、「更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき」には更新しない旨定めており、規定上、本特約の更新は不可能である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、更新時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、更新時に申立人の主張するような誤説明がなされたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。